

岩手県告示第656号

県勢功労者顕彰規則（昭和55年岩手県規則第8号）第2条の規定により、県勢の発展に多大の功労があり、その事績が極めて顕著であって、県民の模範となるものを、平成24年5月25日次のとおり顕彰した。

平成24年9月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 氏名又は名称 | 功 勞 |
|--------|---|
| 海妻 矩彦 | 大学教育の充実と大学等の連携に努め、本県高等教育の振興に尽力するとともに、博物館の運営を通じて本県教育及び学術の振興に貢献された。 |